

海外で診療を受けた場合の申請について

療養費(海外療養費)

被保険者や被扶養者が、海外に在住中または出張中などにやむを得ず現地の病院にかかった場合、海外では健康保険は使えないため、いったん医療費の全額を支払い、後日それを証明する書類を健保組合へ提出して、払い戻しを受けることになります。
ただし、払い戻しの対象となるのは、海外の病院で発行された「診療内容明細書、領収書等」に基づき日本国内の健康保険の治療費を基準として算定された額となります。

<払い戻しが受けられない場合の例>

- 健康診断や予防目的による受診（定期検診や予防注射など）
- もともと健康保険でかかれないもの（単なる疲労、美容整形、正常妊娠・出産など）
- 療養を目的とした海外渡航 など

提出書類

※①～④の書類を揃えてすべて原本を提出して下さい。

① 療養費支給申請書（海外用）

1人、1ヵ月ごと、病院ごと、入院外来ごとに作成し、必要事項を記入して下さい。
委任状欄については、給付金の受領を事業主に委任する場合のみ記入して下さい。

② 診療内容明細書（医科の場合「医科用」／歯科の場合「歯科用」）

全項目について、医師に記入・署名してもらって下さい。
依頼しても医師に記入・署名していただけなかった場合は、診療内容明細書に書かれた内容に準じて発行された明細書原本を提出して下さい。

③ 領収書（原本）

- ・ 患者名、日付、金額が明確なもので、必ず原本を提出して下さい。（コピー不可）
- ・ カード払いの場合は、レシートに支払者のサイン又は押印をして提出して下さい。
- ・ 領収書を発行してもらえなかった場合は、『②診療内容明細書』の余白にその理由を記入し、医師に領収した旨のサイン（Paid、Cash等）を記入してもらって下さい。

※任意保険（旅行傷害保険等）の手続きがある場合は、手続きが終わりましたら、領収書原本を返却してもらい、健保へ申請して下さい。保険会社より、領収書原本が返却されなかった場合は、例外的に④保険会社発行の還付額がわかる書類（原本）、⑧領収書コピーの2点の提出により、領収書（原本）のかわりとして対応します。（平成21年4月受診分から）

④ 日本語の翻訳

診療内容明細書が外国語で書かれている場合は、翻訳して提出して下さい。
また、領収書についても、項目の横（余白部分）に鉛筆で翻訳を記入して下さい。

支給額

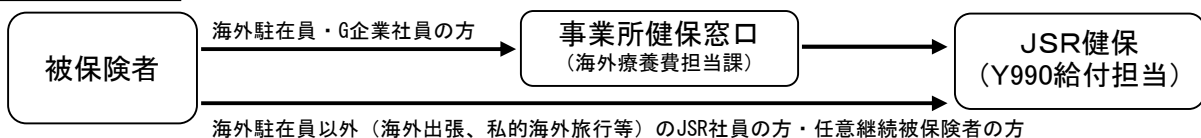
日本国内の健康保険での治療費を基準として算定された額から自己負担相当額を差し引いた額が払い戻されます。申請された費用の全額が払い戻されるわけではありません。
支給の算定に用いる邦貨換算率は、支給決定日の「外国為替換算率（売レート）」です。

提出締め・支給日

申請書は、原則毎月 **10日**（休日の場合はその前日）に締め切り、翌月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。
ただし、書類の不備や専門機関の審査によって、数ヶ月支給が遅れる場合があります。

提出ルート

※海外駐在員（研究派遣等含む）の方は、必ず事業主（事業所担当者）経由で提出して下さい。



注意点

- 海外療養費支給申請書は、1人、1ヵ月ごと、病院ごと、入院外来ごとに申請して下さい。
 - ※ 1ヵ月ごととは、月の1日から末日までです。
 - ※ 同じ病気に対して複数の機関が関与する場合（診療→検査→薬局等）は、1枚にまとめて申請して下さい。
 - ※ 入院と外来は、別々に申請書を作成して下さい。
- 健保組合から直接海外へ送金することはできません。
- 発病又は負傷の原因が、業務上・通勤途上中の事故による場合は、労災保険の給付対象となるため、健康保険へ海外療養費の申請はできません。
- 負傷の原因が、交通事故など第三者の行為による場合は、原則第三者へ請求して下さい。第三者へ請求できない場合は、健保組合までご相談下さい。
- 療養費は、代金を支払った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり申請できなくなりますのでご注意ください。